

平成18年度実績評価事務事業進行管理表

事務事業名	休日夜間急患診療所運営事業				財務会計上の位置付け	会計	款	項	目	細目	細々目	19予算額(千円)
部等名	保健福祉部	課等名	保健課		包含する細々目	1	4	1	1	16	1	42,971
政策	3 健やかに安心して暮らせるまちづくり											
施策	32 医療の充実											
実施区分	継続	会計	一般会計	環境調整会議		不要						
		事業期間		年度～	年度	関連計画 条例等						飯田市休日夜間急患診療所設置条例

【Do】(1)この事務事業は次の目的を達成することを目指します。

目的の記述	対象(人や物、自然資源など)	対象の大きさを表す対象指標名と単位	対象指標の数値			
	郡市民 委託料支出先:飯伊地区包括医療協議会	郡市民の人口	現状又は19年度見込	23年度又は終了年度	23年度以前に終了は終了年度とする	
			177000	177000		
			現状又は19年度見込	23年度又は終了年度		
目的の記述	意図(成果は何か、対象をどうかえるか)	成果達成度を表す成果指標名と算定式・単位	成果指標の数値(実績・目標)			
	休日・夜間・祝祭日において、急患(重篤でない程度)が発生したとき、必要な医療が受けることができる。	休日夜間利用者数(患者数)	18目標	最終目標		
			18実績 5098	19目標	↑ 最終目標達成年度	
	1日当たりの夜間利用者数・休日昼間利用者数の合計	18目標	最終目標			
		18実績 10.1	19目標	↑ 最終目標達成年度		
		23目標	23実績			

(2)意図を達成するために以下のことを取り組みます。

手段の記述	事業の全体概要(補足説明)	具体的活動内容(やり方、手順、詳細)	活動量を表す名称・単位	活動量の値
	飯田市東中央通りにある休日夜間急患診療所の管理運営委託事業 休日・夜間・祝祭日の急患(一次医療)の受け入れ医療機関として設置された施設管理と運営委託を飯伊地区包括医療協議会へ委託。	休日夜間急患診療所の管理・運営委託 委託先:飯伊地区包括医療協議会 事業委託料 39,545,000円 管理委託料200,000円 小児初期救急医療体制整備事業3,157,000円の委託料支出した。 18年度から指定管理者制度に移行した。・休日昼患者数1,411人・休日昼電話相談数1,769件・夜間患者数3,687人・夜間電話相談3,893人	休日夜間診療所数 ヶ所	1箇所 ・休日1411人 ・夜間3687人 ・電話3893人
	18年度の実績			
	19年度計画	休日夜間急患診療所の管理・運営委託 委託先:飯伊地区包括医療協議会 事業委託料(予算書による要求額:査定有り) 管理委託料200,000円 小児初期救急医療体制整備事業3,157,000円の委託料支出をする。		

<金額の単位:千円>		18決算額(見込)	19予算額(当初)
事業費	特定財源		
	国庫支出金		
	県支出金	3,157	3,157
	起債		
	その他	26,500	30,000
	一般財源	13,245	9,814
事業費計(A)	42,902	42,971	
人件費	正規職員所要時間	18年度 200	19年度 200
	臨時職員等所要時間	300	300
	人件費計(B)	1,038	1,038
	トータルコストA+B	43,940	44,009

特定財源内訳や補足事項	診療報酬(市への収入) 年間26,000,000円~30,000,000円 小児初期救急医療体制の整備事業 3,157,000円(補正)
-------------	--

(3)この事業目的の達成は、次の上位(施策や主体の役割)目的の達成に結びつきます。

目的の記述	結果 この事務事業の施策(基本事業)の目的	上位成果指標(施策又はムトス指標)と単位	上位成果指標の数値			
	医療が必要な人が必要な医療を受けられる。	必要な医療が受けられる。	現状値	75.8	19実績	
			20実績		21実績	
			22実績		23目標	80
			現状値		19実績	
			20実績		21実績	
		22実績		23目標		

<p><b>この事業を開始したきっかけ</b></p> <p>急に休日や夜間・祝祭日に怪我や病気になった時、開いている医者があまりなかったため、下伊那郡医師会で一次医療対策として設置したのが最初で、当初郡と市で負担金を出し合い運営をしていましたが、補助制度がなくなり一般財源化されたことにより、飯田市単独事業扱いで今日に至る。</p>	<p><b>事業を取り巻く状況の変化</b></p> <p>年間患者数 約4,000人 テレホン相談約5,000人利用者がある。一般財源化と同時に飯田市単独事業となる。</p>	<p><b>事業に対する市民や議会の意見</b></p> <p>夏帰省のとき子どもが熱を出し困ったとき休日夜間急患診療所があるとき、利用できてありがたかった等の声あり。</p>
---	--	--

**【See】18年度の振り返り**

<p>目的妥当性評価</p>	<p>この事業の意図の達成が、結果(上位目的)に結びついていますか？</p>	<p>(評価) <b>結びつく</b> (その理由)          必要な医療が受けられる。(夜間・休日・祝祭日に一次医療を扱うことで、医療の一翼を担っている。)</p>	<p>有効性評価</p>	<p>成果をさらに向上させる余地はありますか？</p>	<p>(評価) <b>余地がない</b> (その理由)          利用者数の増減に拘わらず、医療救急体制充実が目的の施設のため。</p>
	<p>対象の見直し、拡大、縮小の必要性はありますか？</p>	<p>(評価) <b>必要性がない</b> (その理由)          郡市民を対象としており、いつでも安心して生活を送るため、現行体制を維持することが必要</p>		<p>廃止・休止した場合の影響はありますか？</p>	<p>(評価) <b>影響あり</b> (その理由)          年間テレホンサービスを含め10,000人近い利用者があり、既に地域の医療機関として定着している。二次医療機関に集中してしまい二次医療機関の使命が果たせなくなる可能性が、大きい。</p>
	<p>意図の見直しの必要性はありますか？</p>	<p>(評価) <b>必要性がない</b> (その理由)          必要な時に必要な医療が受けられる。</p>		<p>他に類似事業はありますか。また統合の可能性はありますか(市以外の取組も含む)</p>	<p>(評価) <b>類似事業なし</b> (類似事業名、理由)          1次医療で午後7時から午後10時30分に在宅やっている医療機関、休日夜間急患診療所しかない。</p>
	<p>市が関与する必要性はありますか？(市が税金を投入すべき事業ですか)</p>	<p>(評価) <b>必要ある</b> (その理由)          開設者が飯田市長である。また、指定管理者制度になっても、医療行為(医療)のため、市の関与が必要となる。市が開設する必要があるについては、開設(建築当初)医師会、包括医療協議会との話し合いによる。</p>		<p>効率性評価</p> <p>成果を下げずに、事業費や人件費の削減は可能ですか？</p>	<p>(評価) <b>不可能</b> (その理由)          医療スタッフの人件費等の経費は、最小限で運営している。</p>
		<p>公平性評価</p> <p>受益者は誰ですか？また、負担の是非、程度は妥当ですか？</p>	<p>(評価) <b>妥当である</b> (受益者とその理由)          郡市民(診療所利用者) 郡内の市町村で応分の負担をしている。利用者市と郡の利用者数による率で、郡内の町村から負担金を徴している。</p>		

**【Plan】改革改善**

<p><b>今後の事業の方向性</b></p> <p><input type="checkbox"/> 終了  <input type="checkbox"/> 廃止  <input type="checkbox"/> 休止  <input type="checkbox"/> 目的見直し  <input type="checkbox"/> 別事業に統合  <input type="checkbox"/> 事業のやり方改善  <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持</p> <p>実施年度 <input type="text"/></p> <p>具体化</p> <p>上記の改革改善案を実施する際、想定される課題とその克服方法</p>	<p>何を、いつまでにどうするのかの改革改善案</p>
---	-----------------------------

**【補足事項環境側面】**

<p>(1) 環境影響評価の必要性判断</p>	<p>(2) 必要性な場合の実施事由</p>
<p>(3) どのような点に配慮し事業に取り組みましたか？</p>	

**【指摘事項】**

<p>施策マネジメント会議</p>	
<p>施策評価会議</p>	
<p>第5次基本構想基本計画推進委員会</p>	